

千葉県弁護士会紛争解決センター
災害ADR
重要事項説明書
[提出用]

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番9号

千葉県弁護士会館内

千葉県弁護士会紛争解決支援センター

TEL 043-227-8431

FAX 043-225-4860

(受付時間) 午前10時から午前11時30分
午後1時から午後4時まで

以下は、千葉県弁護士会紛争解決支援センターに申立てをされるにあたり、必ずご理解いただきたい事項です。

以下の注意事項をよくお読みいただき、ご了承いただきましたら、本書末尾にご署名・押印の上、「和解あっせん申立書」とともに当センターにご提出ください。

ご不明な点等がありましたら、当センターの上記連絡先までお問い合わせください。

1. 和解あっせんを申し立てる場合は、持参又は郵送にて、千葉県弁護士会紛争解決支援センター（以下、「当センター」といいます。）に申立書を提出してください。申立書の書式は、当センターで入手することや、千葉県弁護士会ホームページ（<https://www.chiba-ben.or.jp/adr/>）からダウンロードすることができます。
2. 申立書と申立書に添付する証拠書類は、相手方の人数＋2通分コピーして、申立書と合わせてご提出ください。証拠書類は原本ではなく、必ずコピーをご提出ください。
3. 和解あっせん手続では、申立手数料及び期日手数料は無料となりますが、医師や建築士など専門委員選任の必要がある場合のその日当や審理のために必要となる鑑定費用、現地にあっせん人らが赴き同手続を行う場合の交通費等の実費やあっせん人の日当等については別途ご負担いただきます。

4. 第1回期日は、通常、和解あっせん手続開始から1か月程度先となります。あっせん人、申立人の都合が合う日を最初の期日とし、相手方に通知します。

5. 当センターの和解あっせんは、弁護士のあっせん人を介して、申立人と相手方が話し合うものです。

相手方が応諾しない場合（当センターの呼出しに応じず出席しない場合）や話し合いがまとまらない場合には、和解あっせん手続は終了となります。

6. 和解あっせん手続を円滑に進めるには、申立人にも相手方にも遠慮せずにお話しいただくことが重要です。そのため、当センターではお話しいただいた内容の秘密を守るほか、申立人や相手方にも手続の録音や録画をご遠慮いただいています。

もし、録音や録画していることが判明した場合には、手続を終了することがありますのでご留意願います。

7. 当センターの和解あっせん申立てには**時効を完成猶予させたり、更新させる効果がありません**。したがって、早急に時効を完成猶予等させる必要があるときは、裁判所に対する訴え提起等、他の手段を取られることをお勧めします。

8. あっせん人の弁護士は、公正中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、妥当な解決方法を提案します。

申立てから3回の話し合い、3か月以内に解決することを目指して支援いたしますが、その期間内に解決しない場合もあります。また、最終的に和解に至らない場合には、和解あっせん手続は不成立により終了します。

9. 紛争が解決した場合、成立手数料がかかります。成立手数料は、次の頁の表のとおり、解決額に応じて算出されます。なお、事案の内容等に応じて減額が認められることがあります。成立手数料は、原則として、申立人と相手方が折半してご負担いただきます。

例えば、相手方が申立人に対して100万円支払うという和解が成立した場合、成立手数料は44,000円（以下いずれの金額も消費税込みの金額です）となり、申立人と相手方にそれぞれ22,000円ずつ本センターに納付していただきます。

和解あっせん手続が取り下げなどによって終了しても、本センター

による和解あっせんが申立て事件の紛争解決に寄与したことが明らかである場合は、成立手数料をご請求させていただくことがあります。

成立手数料算定方法

- ① 100万円までの場合 8. 8% (最低額 22, 000円)
- ② 100万円を超え300万円以下の場合 5. 5% + 33, 000円
- ③ 300万円を超え3000万円以下の場合 1. 1% + 165, 000円
- ④ 3000万円を超える場合 0.55% + 330, 000円

※ 紛争解決額に上記割合を掛けて算出した額が、成立手数料の総額になります。

<医事紛争の場合>

成立手数料算定方法

- ① 300万円までの場合 8. 8% (最低額 44, 000円)
- ② 300万円を超え1500万円以下の場合
(紛争の価額 - 300万円) × 3. 3% + 264, 000円
- ③ 1500万円を超え3000万円以下の場合
(紛争の価額 - 1500万円) × 2. 2% + 66万円
- ④ 3000万円を超え5000万円以下の場合
(紛争の価額 - 3000万円) × 1. 1% + 99万円
- ⑤ 5000万円を超え1億円以下の場合
(紛争の価額 - 5000万円) × 0. 77% + 121万円
- ④ 1億円を超える場合
(紛争の価額 - 1億円) × 0. 55% + 1, 595, 000円

10. 研究・研修（当会や日弁連などの法律団体が主催するシンポジウム、協議会など）・学習会・広報（当会の会報など）等で、個人情報識別されないように加工した上で、本件の事案や和解あっせん手続内容を素材として利用させていただく場合があります。何卒ご了承ください。

《ご署名欄》

以上の重要事項をすべて確認のうえ、上記10項目について了解いたしました。

令和 年 月 日

ご署名： _____ ⑩

千葉県弁護士会紛争解決センター
災害ADR
重要事項説明書
[控え用]

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番9号

千葉県弁護士会館内

千葉県弁護士会紛争解決支援センター

TEL 043-227-8431

FAX 043-225-4860

(受付時間) 午前10時から午前11時30分
午後1時から午後4時まで

以下は、千葉県弁護士会紛争解決支援センターに申立てをされるにあたり、必ずご理解いただきたい事項です。

以下の注意事項をよくお読みいただき、ご了承いただきましたら、本書末尾にご署名・押印の上、「和解あっせん申立書」とともに当センターにご提出ください。

ご不明な点等がありましたら、当センターの上記連絡先までお問い合わせください。

1. 和解あっせんを申し立てる場合は、持参又は郵送にて、千葉県弁護士会紛争解決支援センター（以下、「当センター」といいます。）に申立書を提出してください。申立書の書式は、当センターで入手することや、千葉県弁護士会ホームページ（<https://www.chiba-ben.or.jp/adr/>）からダウンロードすることができます。
2. 申立書と申立書に添付する証拠書類は、相手方の人数＋2通分コピーして、申立書と合わせてご提出ください。証拠書類は原本ではなく、必ずコピーをご提出ください。
3. 和解あっせん手続では、申立手数料及び期日手数料は無料となりますが、医師や建築士など専門委員選任の必要がある場合のその日当や審理のために必要となる鑑定費用、現地にあっせん人らが赴き同手続を行う場合の交通費等の実費やあっせん人の日当等については別途ご負担いただきます。

4. 第1回期日は、通常、和解あっせん手続開始から1か月程度先となります。あっせん人、申立人の都合が合う日を最初の期日とし、相手方に通知します。

5. 当センターの和解あっせんは、弁護士のあっせん人を介して、申立人と相手方が話し合うものです。

相手方が応諾しない場合（当センターの呼出しに応じず出席しない場合）や話し合いがまとまらない場合には、和解あっせん手続は終了となります。

6. 和解あっせん手続を円滑に進めるには、申立人にも相手方にも遠慮せずにお話しいただくことが重要です。そのため、当センターではお話しいただいた内容の秘密を守るほか、申立人や相手方にも手続の録音や録画をご遠慮いただいています。

もし、録音や録画していることが判明した場合には、手続を終了することがありますのでご留意願います。

7. 当センターの和解あっせん申立てには**時効を完成猶予させたり、更新させる効果がありません**。したがって、早急に時効を完成猶予等させる必要があるときは、裁判所に対する訴え提起等、他の手段を取られることをお勧めします。

8. あっせん人の弁護士は、公正中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、妥当な解決方法を提案します。

申立てから3回の話し合い、3か月以内に解決することを目指して支援いたしますが、その期間内に解決しない場合もあります。また、最終的に和解に至らない場合には、和解あっせん手続は不成立により終了します。

9. 紛争が解決した場合、成立手数料がかかります。成立手数料は、次の頁の表のとおり、解決額に応じて算出されます。なお、事案の内容等に応じて減額が認められることがあります。成立手数料は、原則として、申立人と相手方が折半してご負担いただきます。

例えば、相手方が申立人に対して100万円支払うという和解が成立した場合、成立手数料は44,000円（以下いずれの金額も消費税込みの金額です）となり、申立人と相手方にそれぞれ22,000円ずつ本センターに納付していただきます。

和解あっせん手続が取り下げなどによって終了しても、本センター

による和解あっせんが申立て事件の紛争解決に寄与したことが明らかである場合は、成立手数料をご請求させていただくことがあります。

成立手数料算定方法

- ① 100万円までの場合 8. 8% (最低額 22, 000円)
- ② 100万円を超え300万円以下の場合 5. 5% + 33, 000円
- ③ 300万円を超え3000万円以下の場合 1. 1% + 165, 000円
- ④ 3000万円を超える場合 0.55% + 330, 000円

※ 紛争解決額に上記割合を掛けて算出した額が、成立手数料の総額になります。

＜医事紛争の場合＞

成立手数料算定方法

- ① 300万円までの場合 8. 8% (最低額 44, 000円)
- ② 300万円を超え1500万円以下の場合
(紛争の価額 - 300万円) × 3. 3% + 264, 000円
- ③ 1500万円を超え3000万円以下の場合
(紛争の価額 - 1500万円) × 2. 2% + 66万円
- ④ 3000万円を超え5000万円以下の場合
(紛争の価額 - 3000万円) × 1. 1% + 99万円
- ⑤ 5000万円を超え1億円以下の場合
(紛争の価額 - 5000万円) × 0. 77% + 121万円
- ⑥ 1億円を超える場合
(紛争の価額 - 1億円) × 0. 55% + 1, 595, 000円

10. 研究・研修（当会や日弁連などの法律団体が主催するシンポジウム、協議会など）・学習会・広報（当会の会報など）等で、個人情報 が識別されないように加工した上で、本件の事案や和解あっせん手続内容を素材として利用させていただく場合があります。何卒ご了承ください。

以上